

設計課題 「歯科診療所併用住宅〔鉄筋コンクリート造〕」

1. 設計条件

ある地方都市の市街地において、歯科診療所併用住宅を計画する。
この診療所は、地域に親しみを持ってもらえるよう、敷地内は積極的に植栽を施し、来所しやすいアプローチ計画とするとともに、高齢者や車いす使用者など身体障がい者の方にとっても利用しやすい診療所となるように計画することが求められている。

- なお、計画に当たっては、次の①～④に特に留意すること。
- ① 診療所部分と住宅部分とは、出入口を明確に分離し、屋内の1階部分で行き来できるようにする。
 - ② 休日には家族で食事をしたり、また、知人などを招いてバーベキューパーティなどを行なうためのルーフテラスを設ける。
 - ③ 診療所部分における各要求室については、適切な配置及び動線計画とする。
 - ④ 将来のライフステージの変化に対応できる計画とする。

(1) 敷地

- 形状、道路との関係、方位等は、下図のとおりである。
- 第一種住居地域内にあり、準防火地域に指定されている。
- 建蔽率の限度は60%、容積率の限度は200%である。
- 地形は平坦で、道路及び隣地との高低差はなく、地盤は良好である。
- 電気、都市ガス、上水道及び公共下水道は完備している。
- 敷地の周囲には、防火上有効な空地、耐火構造の壁等はない。

(2) 構造、階数、建築物の高さ等

- 鉄筋コンクリート造3階建とする。
- 建築物の最高の高さは10m以下、かつ、軒の高さは9m以下とする。
- 建築物の外壁面及び柱面は隣地境界線から500mm以上離す。
- 塔屋(ペントハウス)は設けない。

(3) 延べ面積等

- 延べ面積は、「240㎡以上、290㎡以下」とする。
- ピロティ、玄関ポーチ、ルーフテラス、バルコニー、駐車スペース、駐輪スペース等は、床面積に算入しないものとする。

(4) 人員構成等

- 住宅部分: 夫婦(30歳代)、子ども2人(3歳、5歳)
- 診療所部分: 妻(歯科医師・院長)、スタッフ2名(歯科衛生士)

(5) 要求室

下表のすべての室は、必ず指定された設置階に計画する。

部分	設置階及び室名	特記事項	
診療所部分	1階	待合室	ア. 診療所のエントランスを兼ねるものとする。 イ. 履物は、履き替えないものとする。 ウ. 待合用のソファ(4席以上)を設ける。 エ. キッズコーナー(3㎡以上)を設ける。
		多機能便所	・ 広さは、心々2,000mm×2,000mm以上とする。
		受付	・ 待合室に面して、受付カウンターを設ける。
		診察スペース	・ 治療台が2台設置できる広さとする。
		X線室	・ 広さは、心々2,000mm×2,000mm以上とする。
		消毒コーナー	
		技工室	・ コーナーとしてもよい。
		スタッフ室	ア. スタッフの休憩や更衣などに使用する。 イ. 面積は、6㎡以上とする。
住宅部分	1階	玄関	ア. 下足入れを設ける。 イ. 住宅用エレベーター及び階段の使用に当たっては、履物を履き替えるものとする。
		夫婦寝室	・ 洋室15㎡以上とし、その他にウォークインクローゼット(4㎡以上)を設ける。
	2階	子ども室	ア. 洋室とし、収納を設ける。 イ. 将来は2室に分割して使用できるようにする。 ウ. バルコニーと直接行き来できるようにする。
		居間・食事室	ア. 面積は、30㎡以上とし、1室にまとめる。 イ. キッチンアイランド型キッチンとする。 ウ. ルーフテラスに直接行き来できるようにする。
	3階	食品庫	・ 面積は4㎡以上とする。
		書斎	
	適宜	洗面脱衣室	ア. 面積は、4㎡以上とする。 イ. 洗面台は、2人以上同時に使用できるようにする。
		浴室	・ 面積は、4㎡以上とする。
便所			
(注1) 各要求室においては、床面積・広さの指定がない場合、床面積は適宜とする。 (注2) 住宅部分においては、1階、2階及び3階は、階段の他に住宅用エレベーター(1基)で連絡する。 (注3) 住宅部分の2階にバルコニー、3階にルーフテラスを設ける。 (注4) 診療所部分においては、全て下足とする。 (注5) 住宅部分の堅穴部分(階段、エレベーターシャフト)は、所定の防火設備を用いて防火区画を行なうものとする。			

(6) 屋外施設

名称	特記事項
駐車スペース	・ 診療所用として1台分(車いす使用者に考慮し、幅は3,600mm以上とする)、住宅用として1台分を設ける。
駐輪スペース	・ 診療所用として3台分、住宅用として3台分を設ける。
スロープ	・ 建築物内又は敷地内の通路の計画(診療所部分に限る)において、高低差が生じる場合は、必要に応じてスロープ(勾配は1/15以下)を設ける。

(7) エレベーター

- 住宅部分に設ける住宅用エレベーターは、次のとおりとする。
- エレベーターシャフトは、心々1,500mm×1,500mm以上とする。
 - 駆動装置は、エレベーターシャフト内に納まるものとし、機械室は設けなくてもよい。
 - 出入口の幅の内法は、800mm以上とする。

2. 要求図書

- 下表により、答案用紙の定められた枠内に記入する(寸法線は、枠外にはみだして記入してもよい)。
- 図面は黒鉛筆仕上げとする(定規を用いなくてもよい)。
- 記入寸法の単位は、mmとする。なお、答案用紙の1目盛は、5mm(部分詳細図(断面)にあつては、10mm)である。
- シックハウス対策のための機械換気設備及び延焼のおそれのある部分の外壁の開口部における防火設備の採否は、記入しなくてもよいものとする。

要求図書 ()内は縮尺	特記事項
(1) 1階平面図兼配置図 (1/100)	ア. 1階平面図兼配置図、2階平面図及び3階平面図には、次のものを記入する。 ・ 建築物の主要な寸法 ・ 室名等 ・ 断面図の切断位置及び方向 ・ 洗面脱衣室…洗面台及び洗濯機 ・ 浴室…浴槽 ・ 便所…洋式便器 ・ 防火設備に「防」と明記する。
(2) 2階平面図 (1/100)	イ. 1階平面図兼配置図には、次のものを記入する。 ・ 敷地境界線と建築物との距離 ・ 道路から建築物へのアプローチ、駐車スペース、駐輪スペース、門、塀、植栽等 ・ 道路から敷地への出入口には△印、建築物への出入口には▲印を付ける。 ・ 待合室…ソファ ・ 多機能便所…洋式便器、手すり、手洗い器 ・ 受付…カルテ棚 ・ 診察スペース…歯科治療台(2,000mm×1,500mm)を破線にて記入する ・ 消毒コーナー…消毒用シンク(幅2,000mm以上) ・ 技工コーナー…机、いす ・ スタッフ室…テーブル(4席) ・ 便所…洋式便器
(3) 3階平面図 (1/100)	ウ. 2階平面図には、次のものを記入する。 ・ 1階の屋根伏図(1階の屋根がある場合) ・ 夫婦寝室…ベッド(計2台)、机、いす ・ 子ども室…ベッド、机、いす エ. 3階平面図には、次のものを記入する。 ・ 2階の屋根伏図(2階の屋根がある場合) ・ 居間・食事室…台所…台所設備機器(流し台、調理台、コンロ台、冷蔵庫等)、食器棚、リビングテーブル、ソファ ・ 食品庫…棚 ・ 部分詳細図(断面)の切断位置及び方向
(4) 立面図 (1/100)	ア. 南側立面図とする。 イ. スロープについては外観で見える場合に記入する。
(5) 断面図 (1/100)	ア. 切断位置は、東西方向とし、1階・2階・3階それぞれの開口部を含む部分とする。 イ. 建築物の外形、床面及び天井面の形状がわかる程度のものとし、構造部材(梁、スラブ、地中梁等)を記入する。 ウ. 建築物の最高の高さ、軒高、階高、天井高、1階床高、開口部の内法寸法及び主要な室名を記入する。 エ. 見え掛かりの開口部、階段等(室の対向面に見えるもの)は記入しなくてよい。
(6) 部分詳細図 (1/20)	ア. 切断位置は、外壁を含む部分とする。 イ. 作図の範囲は、3階屋根部分(屋上のパラペット天端から3階の天井仕上面より下方200mm以上)とし、外壁の壁心から1,000mm以上とする。 ウ. 主要部の寸法等を記入する。 エ. 主要部材(大梁、屋根スラブなど必要なもの)の名称・断面寸法・厚さを記入する。 オ. 外気に接する部分(屋根、外壁、その他必要と思われる部分)の断熱措置を記入する。 カ. 主要な部位(屋根、外壁、内壁、天井)の仕上材料名を記入する。
(7) 面積表	ア. 建築面積、床面積及び延べ面積を記入する。 イ. 建築面積及び床面積については、計算式も記入する。 ウ. 面積の数値は、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。
(8) 計画の要点	・ 建築物及び敷地の計画に関する次の①～②について、具体的に記述する。 ① 診療所部分の計画について、工夫した点 ② 住宅部分の計画について、工夫した点

